

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 3 0 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣
官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画
課長・児童家庭局企画課長連名通知）」等に関するQ&Aについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県より事務連絡がありました。新型コロナウイルスに伴う通知及びマニュアルの取扱いについて、別添文書のとおりQ&Aが作成されましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

《添付文書》

- ① 令和2年4月27日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡
社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣官
房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・
児童家庭局企画課長連名通知）」等に関するQ&Aについて
- ② 大量調理施設衛生管理マニュアル（参考）

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)